

## ＜研究ノート＞

ドイツにおける

## 総合目録を中心とした図書館協力事業

—その歴史と現状— 第Ⅱ部 第2次世界大戦後

平野美恵子

丸山昭二郎

第2次世界大戦で、ドイツ図書館界は約2,500万冊もの蔵書を焼失・散逸していた。戦後、米英仏ソ四か国分割統治を受けたのち、冷戦さなかの1949年、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国が成立している。この間にベルリンのプロイセン国立図書館は東西に分裂して、東ベルリンのドイツ国立図書館(Deutsche Staatsbibliothek)とマールブルグの西ドイツ図書館(Westdeutsche Bibliothek)となり、後者はさらに変遷をへて、現在西ベルリンに移転して国立図書館(Staatsbibliothek Preußischer Kulturbesitz 以下国立図書館(SbPK)とする)となっている。前号で紹介したプロイセン総合目録(1935年以降ドイツ総合目録)の原稿は、1943年ベルリンからオストポツメルンに疎開されたのち、行方不明となり、戦後の調査によっても所在が確認されなかった。原稿の紛失、編集にあたったプロイセン国立図書館の分裂、国土の分断といった事情が重なり、ついにドイツ総合

目録は東西ドイツともに、とりあげることなく終わっている。半世紀もの年月をかけて、たった14巻、AからBeethordnungの項までしか刊行出来なかった冊子体総合目録にかえて、戦後は両国ともにカード体の地域総合目録を作成し、図書館間相互貸借に役立てている。

本稿は、ドイツ総合目録にかわるカード体地域総合目録と、図書館間相互貸借について、ドイツ連邦共和国の場合を主に紹介するものである。またプロイセン目録規則にかわる新目録規則が最近東ドイツ、西ドイツ、オーストリアなどドイツ語圏諸国の図書館人によってまとめられたので、そのことについてもごく簡単にふれてみたい。

## 1945年以前の相互貸借

戦後の地域総合目録、相互貸借について述べる前に、1945年以前の相互貸借にふれておきたい。

ドイツにおける図書館間相互貸借は、19

世紀初頭から大学図書館間で個別に協定が結ばれ行われていたが、本格的に開始されたのは1890年プロイセンが相互貸借法を制定して1893年にベルリンの王立図書館（のちのプロイセン国立図書館）とプロイセンの大学図書館間で実施に移されてからである。以後 1902 年にはヴェルテンベルク、1904年チューリンゲン、1905年バーデン、1907年メクレンブルグ、1908年バイエルンと相互貸借は普及し、ドイツ全体に広まる勢いをみせたが、第一次大戦で阻まれ、1924年になってようやく「ドイツ相互貸借 (Deutscher Leihverkehr)」が成立するに至った。その参加資格は学術図書館だけに限定されていた。相互貸借用請求票は当時最大の蔵書を有したプロイセン国立図書館とバイエルン州立図書館に集中した。この二館の負担を軽減するために「ドイツ相互貸借」と平行して地域ごとの相互貸借組織も考えられ、1924年西南ドイツ地方に「西南ドイツ相互貸借 (Südwestdeutscher Leihverkehr)」が誕生している。請求票はまず参加館の間を自動的に回送され、調査されていき、所蔵なしと判明してはじめてプロイセン国立図書館ないしバイエルン州立図書館に送付される仕組みであった。しかし西南ドイツ地方を除いては、この種の地域相互貸借組織は実現しなかった。

ドイツ相互貸借による貸借数は1932年に40万冊を数え、プロイセン国立図書館では長期貸出しを減らすために一部請求資料を写真複製したり、時にはマイクロ化<sup>(1)</sup>も試みた。こうした相互貸借のツールとしてプロイセン総合目録は刊行された。そして戦後の相互貸借はこの基礎の上に築かれた。

注

(1) Fuchs, Hermann: Bibliotheksverwaltung. Wiesbaden 1963. p. 226.

### 地域総合目録創設と相互貸借再開

長い年月をかけ、しかも未完に終わったドイツ総合目録に対する反省が東西両ドイツでなされた。相互貸借再開にともない総合目録を早急に作成する必要があったこと、相互貸借は州規模で行われること、予算獲得も地方分権の強いドイツでは、国より州からの方が長期継続的に容易と考えられたことなどの理由から、国内をほぼ州単位の数ブロックに分けそれぞれにカード体地域総合目録が創設された。とくに西ドイツではナチスによる中央集権化に対する批判が強く、とりわけ文教面は、古くからの州の文化主権 (Kulturhoheit) を基盤に据えた行政がなされた時期であった<sup>(1)</sup>ので、州単位の地域総合目録、相互貸借は時代に合致したものであったといえよう。

相互貸借再開は1948年ハノーバーで開かれたドイツ図書館大会で討議され、1951年規則<sup>(2)</sup>にまとめられた。

戦争で蔵書を焼失した図書館が多く、また戦前相互貸借の中心的存在であったプロイセン国立図書館は分裂し、バイエルン州立図書館も220万冊(1939年)の蔵書のうち50万冊を焼失し、もはや相互貸借の負担を二館だけでなうわけにはいかなかった。そこで1951年規則では参加資格を広げて、学術図書館だけでなく公共図書館も可とし、また同時に請求票を出来るだけ多数の図書館に分散させるため、国内をブロック分けし、ブロックごとに相互貸借中央館を決めた。請求票はまずブロック内の参加館を一巡してから、所蔵の無い場合のみ、他ブロック中央館へと回送されることにした。

1951年規則が成立した当初、一部のブロックにしかなかった地域総合目録が西ドイツ中に創設されたのは、1954年ドイツ図書館協会に「総合目録委員会」が作られ、1956年から1958年にかけてドイツ学術振興会が助成金を与えてからである。

1951年規則は多数の参加館に請求票を回送させた点で前進はみられたが、時間がかかりすぎるといふ欠点をもった。地域総合目録が創設されていくなかで、新規則が準備されていた。

## 注

- (1) 中野光, 三枝孝弘, 深谷昌志, 深沢法映著「戦後ドイツ教育史」(御茶の水書房 1966年 p. 176)
- (2) 1951年規則については, “Zeitschrift für Bibliothekswesen und Bibliographie(以下 ZfBB と略す)” Sonderheft 8 (1967) に詳しい。

## 1966年相互貸借規則

能率的に請求票を処理していくには、地域総合目録を所在調査に用いることが必要であった。まず1954年夏にノルトライン・ウエストファーレンの一部でその試みが始まり、1956年同州全域、1959年にはヘッセン州で地域総合目録を相互貸借に組み込んでいる。1961年にミュンヘンで開かれたドイツ図書館大会で相互貸借と地域総合目録を結合する新規則の提案がされ、1963年バーデン・ヴュルテンベルク州で西ドイツ諸州文教行政当局(Kultusverwaltungen der Länder)によりこの案は実施され、1965年ニュールンベルクのドイツ図書館大会で全会一致で承認されたのち、諸州の文部大臣を集めて開かれる常設文部大臣会議(Ständige Konferenz der Kultusminister)<sup>(1)</sup>

が各州にその実施を勧告して1966年から実行にうつされた。

1966年規則<sup>(2)</sup>は29条よりなるが、そのうち特に重要と思われる部分を紹介したい。1966年規則の目的は、学術および科学的職務の振興に寄与するものとされ(第1条)、参加資格は従来よりも広げられて、私立特殊図書館まで可とし(第2条)、相互貸借は可能な限りブロック内で成立させるべきこと(第7条第2項)、地域総合目録を通さない相互貸借分野があること(第10条)などである。

西ドイツは国内を7ブロックに分け、各ブロックの相互貸借中央館に地域総合目録が置かれて、ブロック内の相互貸借参加館の目録カードを収集している。ただし東洋諸語で書かれたもの、楽譜、地図、出版社から出版されない学位論文などは除外される。

地域総合目録のほか、国立図書館(SbPK)も相互貸借の中央館同様の扱いをうけ、その蔵書目録で請求票の調査をしている。

所在調査のツールとしては雑誌、叢書や特定主題別の冊子体総合目録も存在している。

ここで実際に例をあげて相互貸借の請求票作成から資料入手までを説明したい。まず図書館に求める文献がないとわかった場合、図書館員に申し出て相互貸借請求票が作成される。請求票はその図書館の属するブロックの地域総合目録へ送られ、所在調査の結果ブロック内に求める文献があれば請求票は所蔵館にまわされ、請求票の出された図書館に文献が送付される。一方、ブロック内に求める文献がないと、所蔵していると思われるブロックへ請求票は順次回送され、所在調査が繰り返えられる。たと

えば経済学関係についての請求票が出されブロック内の地域総合目録でネガティブな回答が出ると、ギールの世界経済研究所図書館 (Bibliothek des Instituts für Weltwirtschaft) の属する Norddeutscher Zentralkatalog に送られる。そこでの所在調査もネガティブに出ると、次はケルン大学図書館の目録カードの入った Nordrhein-Westfalen の総合目録にまわされる。こうして七ヶ所の地域総合目録と国立図書館 (SbPK) をすべてまわり、所在が不明で、しかもその資料が1945年以降のドイツ出版物であれば、最後にフランクフルトのドイッチェ・ビブリオテークに問い合わせることが出来る。こうした調査にもかかわらず求める資料が見つからなかった場合は、請求票に回送された地域総合目録ごとに日付が記入されて戻ってくる。国立図書館 (SbPK) を含む八ヶ所すべてを回送された場合、平均41日かかっている。

1966年規則第10条で地域総合目録を通さず直接所蔵館に請求することが許される相互貸借について述べられている。冊子体総合目録で所在のわかる雑誌、叢書の場合、あるいはごく専門性の高い文献、地域総合目録に含まれない東洋諸語の出版物、楽譜、地図、出版社で発行されない学位論文などは、所在がわかっているれば地域総合目録を通さず直接所蔵館に請求できる。所在がわからなくとも、のちに説明する SSG に参加し、当該学術分野を担当している図書館には直接請求することも出来る。

雑誌・新聞に載った論文は、経費節約と長期貸出しを防ぐ意味からゼロックス複写して送付される。この方法はドイツ学術振興金の財政的援助をうけて1965年から実施された。閲覧者は一論文 (ただし20ページまで) につき 0.5DM (約50円) を負担す

る。合冊製本した重い雑誌を梱包するのは職員に肉体的疲労をもたらし、往復の郵送料も高く、破損も起りやすいからである。しかしほとんど利用されない雑誌や、20ページ以上にもわたる論文、発行されて2年たたない雑誌などはゼロックス複写の対象とはされない。

上記の 0.5DM を閲覧者が支払うことを除けば、相互貸借に要する費用はすべて図書館が負担する。また図書館間での清算はされない。

以下の場合には他ブロックとの相互貸借からはずされる。

- (a) 一般教養書
- (b) 刊行されて間もない旅行案内書
- (c) 書店で廉価に求められる文庫本の類
- (d) ブロック内に所蔵されているが、請求時点で貸出中のもの
- (e) 参考図書
- (f) 書店で購入可能で、しかもブロック

内の図書館が収集可能なドイツ出版物上記(a)~(f)は、相互貸借が学術振興を目的としており (1966年規則第1条)、またブロック内で閲覧者の多様な請求を一応はみたせる蔵書構成が求められている (1966年規則第7条第2項) 理由により、他ブロックとの相互貸借の対象からはずされる。

1966年規則が出来てから、相互貸借数は年間160万件にものぼるが、2つの問題点が指摘されている。まず第1の問題点は、相互貸借にかかる日数がすべての地域総合目録で所在調査される場合、平均41日もかかること<sup>(3)</sup>あり、第2の問題点は請求票がしばしば紛失することである。毎年16,000から17,000枚もの請求票が郵送途上や、地域総合目録所在館内で消えている<sup>(4)</sup>。あやまって作業中にカードボックスに入れ忘れたり、封筒から請求票を取り出す際

1, 2枚を取り残したまま、封筒をクズカゴに捨てることも考えられるようである。

これら問題点を解決するために、1960年代半ばから図書館に導入されはじめたコンピュータを相互貸借にも利用することが検討されている。地域総合目録をデータバンクに入れば年間160万件にのぼる相互貸借も、短時間に確実に処理出来るはずだと考えられている<sup>(5)</sup>。

1972年連邦教育科学省は助成金を与えて31台のテレックスを図書館にそなえつけた<sup>(6)</sup>。同年ドイツ学術振興会は地域総合目録といくつかの大学図書館との間で、ファクシミルを用いた相互貸借の実験を行い、成功している<sup>(7)</sup>。

ブロック内の相互貸借専用バスの運行も考えられている<sup>(8)</sup>。

## 注

- (1) 州単位の文教行政から生じる諸問題を調整するため、米英仏ソ占領時代の1946年8月より非公式機関として活動を開始し、1949年正式の協議機関となった。
- (2) ZfBB. Sonderheft 8(1967) に詳しい。
- (3) Heydrich, Jürgen und Alexander Welk, Zentralkataloge als Datenbanken. ZfBB Sonderheft 16(1973) p. 143
- (4) Lohse, Hartwig, "Verlorengegangene" Fernleihbestellungen Ergebnisse einer Umfrage vom Januar 1973. ZfBB Jg XXI(1974)
- (5) Heydrich, Jürgen und Alexander Welk, op. cit., p. 142~157
- (6), (7) Deutscher Büchereiverband e. V., Bibliotheksplan '73. p. 140

(8) Bibliotheksplan '73. p. 27

## 地域総合目録と冊子体総合目録

国立図書館(SbPK)を除く7ヵ所の地域総合目録におさめられたカードは、1971年で4,730万冊参加館508である。処理件数は国立図書館(SbPK)を含めて1,535,429。そのうちブロック内で解決されたもの580,716, 他ブロックに回送されて解決出来たもの735,378。国立図書館(SbPK)によるもの219,335である。1973年の統計によるとブロック内で解決したのは62.8%, 他ブロックから回送されて来た請求票は32.3%が所在を見出している。パイエルの地域総合目録を例にとると、1974年はブロック内からの請求票のうち72.2%他ブロックからの請求票の44%を所在調査の結果処理している。

以下に国立図書館(SbPK)を含む地域総合目録<sup>(1)</sup>の概要を列挙する。

### I. Staatsbibliothek Preußischer Kulturbesitz

(西ベルリン) 240万冊

	1969	1970	1971
相互貸借処理件数	210,729	227,896	219,335

### II. Zentralkatalog Baden-Württemberg

シュトゥットガルト(州立図書館)所在。1956年創設, 参加館<sup>(2)</sup>76

カード枚数 950万(1973年)

専任職員: 高級司書<sup>(3)</sup>2, 司書13, その他11, 1973年度予算(人件費除く) 約130,000DM

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求票	83,051	78,670	95,658
他ブロック内からの請求票	99,892	97,541	103,314
合計	182,943	176,211	198,972

### III. Bayerischer Zentralkatalog

ミュンヘン（州立図書館）所在

1956年創設 参加館49, カード枚数320万枚, レーゲンスブルグ大学図書館蔵書目録 303 巻, アウグスブルグ大学図書館蔵書目録 39巻, バイエレン州立図書館蔵書約 300 万冊。専任職員：高級司書1, 司書10, その他 3。1973年予算（人件費除く）15,810DM

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	74,456	73,927	81,766
他ブロック内からの請求	125,315	130,985	126,935
合 計	199,773	204,912	208,701

### IV. Berliner Gesamtkatalog

ベルリン（ベルリン自由大学図書館）所在, 1948年創設, 参加館 325。カード枚数約 350 万枚, ベルリン自由大学蔵書約 200 万冊。専任職員：高級司書 1, 司書 8, その他 4。1973年予算（人件費除く）22,000DM

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	42,204	36,062	33,523
他ブロック内からの請求	51,584	65,060	63,640
合 計	93,788	101,122	97,163

### V. Hessischer Zentralkatalog

フランクフルト（州立兼大学図書館）所在, 1946年創設, 参加館68, カード枚数 450 万枚。専任職員：高級司書 1, 司書 7, その他 8。予算はフランクフルト州立兼大学図書館に含まれる。

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	75,302	75,004	79,022
他ブロック内からの請求	96,842	97,823	100,402
合 計	172,144	172,827	179,424

### VI. Niedersächsischer Zentralkatalog

ゲッチンゲン（州立兼大学図書館）所

在。

1956年創設 参加館52

1973年現在カード枚数 450 万枚

専任職員：高級司書 1名, 司書 4名, その他 16.5 名 予算はゲッチンゲン SuUB(州立兼大学図書館)にふくまれる。

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	70,666	80,132	82,928
他ブロックからの請求	143,667	151,304	157,918
合 計	214,333	231,436	240,846

### VII. Norddeutscher Zentralkatalog

ハンブルグ(州立兼大学図書館)所在。

1946年創設 参加館 106

1973年現在カード枚数 340 万枚

専任職員：高級司書 2名, 司書11名, その他 5.5 名 予算はハンブルグ SuUB(州立兼大学図書館)に含まれる。

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	44,582	42,374	47,308
他ブロックからの請求	82,709	89,442	87,103
合 計	127,291	131,816	134,411

### VIII. Zentralkatalog Nordrhein-westfalen

ケルン（大学兼市立図書館）所在

1947年創設 参加館71

1973年現在カード枚数 503 万枚

専任職員：高級司書 3名, 司書20名, その他11名 予算はケルン UStB(大学兼市立図書館)に含まれる。

請求票処理件数	1969	1970	1971
ブロック内からの請求	134,755	148,608	160,511
他ブロックからの請求	95,053	97,381	96,066
合 計	229,808	245,989	256,577

注

(1) 地域総合目録 I—VIIIは Bibliotheks-

plan '73 および Jahrbuch der Deutschen Bibliotheken '73 にもとづいて作成した。

(2) 参加館内訳はⅡの Baden-Württemberg の場合は以下のとおりである。

大学図書館10, 教育大学図書館 1, 州立図書館 3, 市町村立図書館11, ギムナジウム図書館 3, 文書館 8, 教会附属図書館13, 特殊図書館23, 私立図書館 4。

(3) 高級司書(Wissenschaftlicher Bibliothekar) は大学で博士号を得た後, 図書館学校で2年間学んだ後, 国家試験に合格した者をいう。なおこの訳語は斎藤雅英「西ドイツ図書館員—養成の現象—」(現代の図書館 vol. 9 no. 2) による。

地域総合目録のほかには所在調査に用いられる冊子体総合目録が刊行あるいは刊行準備中である。

○GAZS (Gesamtverzeichnis Ausländischer Zeitschriften und Serien) 1939—58, 1963—68.

外国雑誌, 叢書総合目録。国立図書館(SbPK) 編纂

○GDZS (Gesamtverzeichnis deutschsprachiger Zeitschriften und Serien) 1682—1970

ドイツ語雑誌, 叢書総合目録。現在国立図書館(SbPK) で準備中。

○GZS(Gesamtverzeichnis der Zeitschriften und Serien) 1971—

ドイツ語, 外国語の雑誌・叢書総合目録 GAZS, GDZS の合併改題, ISSN 付記 国立図書館(SbPK) 編纂

○TWZ (Verzeichnis von Zeitschriftenbeständen und Serienwerken aus den Gebieten: Technik, Naturwissenschaft-

ten, Medizin, Wirtschafts-, Rechts- und Staatswissenschaften)

科学技術, 医学, 経済学, 法学, 政治学分野の雑誌, 叢書総合目録。全6巻, 1956年 Arbeitsgemeinschaft der technischen und wirtschaftlichen Bibliotheken 編纂。

○GRP (Gesamtverzeichnis russischer und sowjetischer Periodika und Serienwerke)

ロシア, ソ連の雑誌, 叢書総合目録, ベルリン自由大学で編纂中。

○Zeitschriftenverzeichnis westdeutscher Kunstbibliotheken

西ドイツの美術図書館の雑誌総合目録, Kunstbibliothek(ベルリン) が準備中。

○Auswählendes Standortverzeichnis deutscher Zeitungen

ドイツの新聞の総合目録, 1700—1966 プレーメン州立図書館 (Staatsbibliothek Bremen) 編纂。

### SSG (特定収集分野分担計画)

相互貸借との関連で SSG (Sonder-sammelgebietsplan) にも言及したい。これは第二次大戦で焼失した文献, とくに1939年以降の外国図書を西ドイツ国内に一部は再入手しようという主旨のもとに1949年ドイツ学術振興会がたてた計画で, 大学図書館, 国立, 州立図書館など学術図書館の中から25館をえらんで予算を与え, 購入あるいは交換で収集させるものである。学術分野は117に分かれ, 学術図書館は過去の収集傾向からその学術分野を決定された。たとえばチュービンゲン大学図書館は神学とインド学, ハイデルベルグ大学図書館は中世および近世の美術史を分担している。収集に要する費用はドイツ学術振興会が支

弁し、1971年度 SSG 予算は130万DM であった。SSG 参加館は同時に相互貸借にも参加することを義務づけられているので、西ドイツに一部しかない外国文献でも利用しうるのである。なお当初図書に限られていた収集範囲は1970年から逐次刊行物にも広げられ、また学術分野は1965年に再検討され若干の変更が加えられた。

### 東ドイツの相互貸借と 東西両ドイツ間の相互貸借

東ドイツは戦前の相互貸借規則をつかっていたが1965年新規則を定めた。

相互貸借の目的は「……全般にわたる社会主義建設に際し、社会的にみて必要と思われる文献をひろく国民の間にいきわたらせることに奉仕するものである」としている。参加資格は国立あるいは国家により財政的援助を受けているすべての図書館が有する。

東ドイツ国内は6ブロックに分かれ、地域総合目録が置かれている。フンボルト大学図書館、ドレスデン州立図書館、ハレ大学兼州立図書館、イエナ大学図書館、ライプチヒ大学図書館、ロストック大学図書館が相互貸借の中央館である。これら6館のほか、補助的にブロック内の請求票を受理し、自館の目録で調査し、所蔵しないのみ地域総合目録に送付している図書館が5館ある。

請求票が地域総合目録で検索され、所在のない場合に他ブロックへと回送されるのは、西ドイツとまったく同じである。全ブロックで所蔵されていないと判明すると、まずドイツ国立図書館、次にドイッチェ・ビュッヒライと請求票は送られる。

東西両ドイツ間の相互貸借は1971年に東ドイツから西ドイツへ請求票が21,147枚送

られたことからわかるように、比較的活発に行われている。ただしこの場合、事前に自国のすべての地域総合目録を回送されてネガティブな回答を得た請求票のみが対象とされている。

### 新目録規則 (RAK) について

前号で述べたプロイセン目録規則にかかわる新規則 RAK (Regeln für die alphabetische Katalogisierung) が最近ドイツ語圏でまとめられたことについてその成立過程をごくかいつまんで紹介しておきたい。

プロイセン目録規則は第二次大戦中にすでに改訂の草案が Joris Vorstius, Hermann Fuchs 両氏によりまとめられていたが、戦後も東西ドイツで別個に改訂が検討された。しかし1961年パリの IFLA 国際目録法会議の成果をふまえて、プロイセン目録規則の改訂ではなく、まったく新しい規則作成へとむかった。

1962年西ドイツ図書館協会は目録委員会 (Kommission für Alphabetische Katalogisierung) を設置し、以後10年間ドイツ学術振興会から資金援助をうけた。1960年代半ばにはいくつかの図書館にコンピュータが入りはじめ、とくに新設の図書館の場合、はじめから新目録規則の使用を要望したため、その成立が急がれた。1965年同委員会は部分的な草案を作成し、団体著者の問題に積極的な姿勢をみせた。同年東ドイツのドイツ図書館連合にも目録問題委員会 (Kommission für Katalogfragen) が設立され、同年ボンで開かれた西ドイツの目録委員会に東ドイツ側も参加して、両者の協力が始まった。1966年ミュンヘンの会議には東西ドイツだけでなくオーストリア、ルクセンブルク、スイスも代表を送り、ドイ

ツ語圏に共通な目録規則作成が進められ、その成果は1969年から一部分ずつ発表されている。ISBD が1971年まとめ、RAK はこの問題にも対処することになる。

西ドイツでRAKを現在積極的に取り入れているのは、ドイッチェ・ビブリオテーク、バイエルン州立図書館、国立図書館(SbPK)の三館である。

RAK とコンピュータとの結合は、MARC に相当する MABI を生み出している。

### RAK の使用例

1969—バイエルン州立図書館

1971—国立図書館 (SbPK)

GZS (Gesamtverzeichnis der  
Zeitschriften und Serien)

1972—Deutsche Bibliographie (西ドイツ  
の全国書誌)

1974—Deutsche Nationalbibliographie(東  
ドイツの全国書誌)

Leipziger Zetteldrucke (東ドイツ  
の印刷カード)

### 注

RAK については、Kaltwasser, Franz Georg; Entstehung, Strukturen und Anwendung der neuen "Regeln für die alphabetische Katalogisierung (RAK)" ZfBB Jg. XXI (1974) Heft 1 p. 1~22 に詳しい。

### 納本制度と国立図書館

アメリカの議会図書館、イギリスの大英博物館、フランスの国立図書館に相当する図書館はドイツにない。戦前はプロイセン国立図書館、バイエルン州立図書館、ドイッチェ・ビュッヒャライが、戦後は、西ドイツでは国立図書館(SbPK)、バイエルン州立図書館、ドイッチェ・ビブリオテーク

の3館、東ドイツはドイツ図書館、ドイッチェ・ビュッヒャライが、それぞれ中央館的役割を分担している。

ナショナルライブラリーを定義する上で一番重要な要素は、国内で出版されるすべての出版物の収集である。1912年に創館されたドイッチェ・ビュッヒャライと戦後「西のドイッチェ・ビュッヒャライ」として設立されたドイッチェ・ビブリオテークだけが、それに該当する。

ここに1908年の出版数を示す表がある。

ドイツ	30,317
フランス	11,073
イギリス	9,821
アメリカ合衆国	9,254

この表から明らかなように、当時ドイツは出版数において欧米第一だった。ところが全国的規模の義務納本制度は、1961年東ドイツが制定するまで存在せず、したがって20世紀初頭のプロイセン王立図書館(1919年以降プロイセン国立図書館)やバイエルン州立図書館は、資料収集を購入、寄贈、交換にたよっていたので、とうてい国内出版物を網羅的に収集することは出来なかった。ナショナルライブラリーを切望する声は、図書館界で、また書籍商の間でも高かった。書籍商は取引上国内出版物目録を必要としたからである。まずプロイセンの王立図書館とバイエルン州立図書館とが、その歴史の古さ、蔵書の質、量のすぐれていることから名乗をあげた。とくにプロイセンはドイツ統一の余勢をかって、図書館界でも中心的存在たらんと意欲をもやしていた。またドイツ書籍商組合(Der Börsenverein der Deutschen Buchhändler)もナショナルライブラリーを設立することを考慮していた。この経緯は、"Deutsche Bücherei 1912—1962" に詳しいが、その

大筋を参考のため簡単に説明してみたい。

プロイセンの文部省にあって図書館行政に力を注いだ Althoff は1906年5月、ドイツ書籍商組合第一書記 Karl Siegismund と会見し、州内図書館の購入図書<sup>の</sup>値引きを交渉した。その際、ナショナルライブラリーの件にもふれ、組合が独自に総合文書館を設立するか、もしくはベルリンの王立図書館をナショナルライブラリーとする場合、無償納本の意志があるかを打診している。Althoff は組合が独自に設立することは、その後盾となるザクセン州やライプツヒ市の財政状態から不可能であり、第2の案に従うと考えていた。またバイエルン州立図書館についても、同州の財政状態から対立候補とは思っていなかったようだ。しかし Siegismund もなかなか外交手腕にたけた男で、その場での即答をさげ、この会見から、Althoff の望まない方向、すなわち独自に設立する可能性を嗅ぎ出して、ひそかに動き出した。1908年 Althoff 死後、ザクセン州とライプツヒ市に働きかけ、ついに1912年ドイッチェ・ビュッヒャライの設立にこぎつけた。この時ザクセン州は建物を、ライプツヒ市は土地を提供している。以後の運営は組合があたった。ザクセン州政府は他の諸州によびかけ、官庁刊行物の納本をとりつけた。組合は無償納本を行い、ドイッチェ・ビュッヒャライは1913年1月1日以降のドイツ国内出版物と外国で出版されるドイツ語出版物の収集・保管と書誌編纂を行うことになる。なおザクセン州とライプツヒ市がこの件に深くかかわっているのは、ライプツヒがドイツ書籍商組合の所在地であり、書籍出版の中心であったためである。

アメリカ、イギリス、フランスなどが既存の歴史のある図書館にナショナルライブ

ラリーの性格を付与したのに対して、ドイツは結果的には、一民間団体の書籍商組合の手で新設されたのは、国内の義務納本制度確立を阻んだ地方分権、州の文化主権の強さのためであったといえよう。

ドイッチェ・ビュッヒャライは1931年から全国書誌 Deutsche Nationalbibliographie を刊行し、また戦後設立されたドイッチェ・ビブリオテークは全国書誌 Deutsche Bibliographie を刊行している。双方とも東西両ドイツの出版物を収録している。

### むすび

フェーミントン・プランのドイツ版とも言うべき SSG の例に示されるように、戦後西ドイツにはアメリカの影響が色濃い。しかし本稿で扱った図書館協力事業は古くからの地方分権制度にそったものであり、ナショナルライブラリーの設立の経緯や機能もドイツの地方分権の強さを無視しては理解できない。第2次世界大戦で中断したドイツ総合目録の教訓に学んで、戦後短期間に整備されたカード体地域総合目録は、相互貸借のツールとして役立っている。最近はコンピュータ導入により、その特性を発揮させた全国規模のデータ・ベース統合・活用の可能性が模索され始めた。

（ひらの・みえこ  
整理部分類課副主査  
まるやま・しょうじろう  
収書部外国図書課長補佐）

訂正 本論第I部（第11号）の英文表題中、West Germany とあるのは Germany の誤りにつき、訂正します。